

## 【 振替不能時の学校諸経費の納入方法について 】

本校では、児童の現金持参による紛失や盗難等、取り扱い上の安全を考慮し、学校諸経費の振替が  
残高不足等で行えなかった場合については、令和4年度より下記のいずれかの方法で集金を行って  
おりますので、何卒ご理解、ご協力賜りますようお願いいたします。

### 記

- 学校諸経費が振替できなかった場合は、原則保護者の方が以下のいずれかの方法で直接納入して  
ください。（振替できなかった旨のお知らせは、従来通りお子様を通じて通知をお渡しいたします  
ので、そこに書かれている期限までに納入をお願いいたします。）

#### ① 現金持参（保護者の方による持参）

→受け取りの段取り等がありますので、来校される際は、事前に学校までご連絡ください。

#### ② 銀行振込

\* 納入期限までに通知に記載されている指定口座にお金を振り込んでください。

→振込にかかる手数料については、保護者様のご負担になりますので、ご了承ください。

→振込人の名前は、可能な限りクラス+児童名（例：1-1 ミミ 伊吹）にしてください。

→振り込まれましたら、その旨を学校までご連絡ください。

現金取り扱いによる紛失、盗難の防止等、安全面を考慮した措置ではありますが、保護者の皆様  
の負担軽減のためにも、学校諸経費が振替の日に引き落としできますよう、振替日の前日までに、  
登録していただいているゆうちょ銀行の口座を確認していただき、必要な金額をあらかじめご準備  
くださいますよう、引き続きご協力の程、よろしく願いいたします。

## 《 遠足・社会見学等で借上げバスを利用する場合の交通費の取扱いについて 》

近年の物価高騰の影響で、借上げバスの利用料金も上がっております。また欠席者が出ると、1人当たりの負担額も大きくなるため、一般的な旅行の約款におけるキャンセル料の取扱いに鑑み、昨年度より、遠足や社会見学、臨海学校、修学旅行等の校外学習において、借上げバスを利用する際は、当該行事を欠席した場合においても借上げバスの利用額計算時の頭割りの人数に含めることにしておりますので、何卒ご了承くださいませようをお願いいたします。

(そのため、借上げバスの利用料につきましては、返金はございません。)

ただし、当該行事の実施日の1週間前までに、何らかの事情で欠席する旨の連絡があった場合は、借上げバスの利用料計算時の頭割りの人数には含めず、返金いたします。

[例：5/8（水）に遠足が実施される場合は、5/1（水）までに欠席連絡があった場合のみ対象となります。]

☆ 公共交通機関を利用した場合の交通費や入館料（入園料）はこれまで通り返金の対象となります。

## 《 社会見学の別途集金について 》

教科書や資料だけでなく、現地を訪れて作業の様子を見たり、働く方々の話を聞いたりする社会見学は学習を進める上において、必要性や意義があり、今年度も中・高学年を中心に予定をしております。

しかし、昨年の秋ごろから、借上げバスの料金が高騰しており、また他の教材についても値上がりしている現状で、毎月振替している学年費の予算内で遠足を含めた校外学習の費用を全てまかなうことが困難になってきました。保護者の皆様にご負担をおかけして大変申し訳ありませんが、今年度より社会見学の費用（交通費や見学科料等）については、学年費とは別に集金（振替）させていただくこととなりますので何卒ご理解、ご協力の程、よろしくをお願いいたします。

★ 社会見学の費用につきましては、1学期中に計画を立て、1学期終了時までには保護者の皆様へお知らせいたします。

★ 社会見学科料については、8・9月分の学校諸経費と一緒に振替させていただきます。

★ 社会見学科料については、学年費に繰り入れて会計処理・報告させていただきます。